

第2回 鈴鹿市景観審議会専門部会 議事要約書

- 1 日時：令和4年11月4日（金）10時00分から11時00分
- 2 会場：鈴鹿市役所 本館5階 503会議室
- 3 出席者：
（景観審議会専門部会員）
岡本肇（会長）、打田真介、大野研、木下誠一、森日出子
（鈴鹿市）
都市計画課長 齋藤 鎮伸
（事務局）
都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志
同グループ 鈴枝寛規、岩井佑樹
- 4 議題等：
鈴鹿市景観計画改定の検討方針について
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍聴者：0名
- 7 議事録署名人：木下委員、森委員
- 8 配布資料：第2回 鈴鹿市景観審議会専門部会 事項書
第2回 鈴鹿市景観審議会専門部会 議案書
「自分だけの1コマ」と題したパンフレット

9 審議会の内容（要約）

事務局（課長）

定刻になりましたので、只今から第2回鈴鹿市景観審議会専門部会を開催します。本日の専門部会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、委員の皆様には、マスク着用による会議進行に協力願います。最初に、お手元に配布した資料の確認をお願いします。

- ・第2回鈴鹿市景観審議会専門部会 事項書
- ・第2回鈴鹿市景観審議会専門部会 議案書
- ・「自分だけの1コマ」と題したパンフレット

の3点ですが、過不足等がありますか。

（不備確認）

それでは、本会議の議長は、鈴鹿市景観審議会の部会の運営に関する要領第5条第2項の規定により、岡本会長にお願いします。

なお、本専門部会は議事録作成のため、会議を録音します。それでは、岡本会長、議事進行をよろしくお願いします。

議長（会長）

それでは、規定により、私が議長を務めますので、よろしくお願いします。本日は、専門部会委員数5名中5名の委員さんに御出席をいただき、過半数に達しているので、鈴鹿市景観審議会の部会の運営に関する要領第6条第2項の規定により専門部会は成立していることを報告します。本日、傍聴者は来ていません。

議事に先立ち、鈴鹿市景観審議会規則第6条に基づき、議事録署名人を2名指名します。名簿順で指名すると、本日の議事録署名人は、木下委員と森委員になりますので、木下委員と森委員、よろしくお願いします。それでは、お手元に配布した事項書に基づき、議事を進めていきます。議題「鈴鹿市景観計画改定の検討方針について」事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、景観計画改定の検討方針について、説明します。

まず前回の振返りをします。令和4年8月8日に開催した第1回鈴鹿市景観審議会専門部会において、行政の考える景観上の課題として、

- ①市街化調整区域での緑地の確保
 - ②建築物等の色彩の変更
 - ③太陽光発電施設の設置に伴う森林伐採
- という、3点を提示しました。

1つ目の市街化調整区域での緑地の確保について、十分な緑地が存在する市街化調整区域内の土地において、鈴鹿市景観計画に定める遵守事項のために農地転用が必要になる場合があり、その必要性に疑義がある、ということを説明しました。

2つ目の建築物等の色彩の変更について、現行の制度では、建築物等の色彩の変更を行う際は、壁面の1/2までは届出不要としているため、建築当初に使用可能なアクセント色（＝壁面の10％）とあわせて、最大で壁面の60％までは届出をすることなくアクセント色を用いた色彩の変更を行うことができてしまいます。現在までにこのような事例はないものの、十分な色彩のコントロールは出来ているとは言えない状況で対応する必要がある、ということを説明しました。

3つ目の太陽光発電施設設置に伴う森林伐採について、景観の届出制度では、建築物の新築など、景観法に定められた届出対象行為に加え、7つの行為を条例に定めることにより届出対象行為に追加することが出来ます。鈴鹿市では、「木竹の植栽又は伐採」という行為を届出対象行為としておらず、森林伐採のみを行う太陽光発電施設の設置に対して、景観の施策として指導を行うことが出来ない状況である、ということを説明しました。

それに対して、専門部会からは大きく分けて6つの意見が出ました。

①太陽光発電施設自体も届出対象行為とするなど、運用に関してもう少しルールを定めた方が良いのではないか。

という意見に対し、事務局からは、「太陽光パネル自体は概ね黒色の既製品であり、色の指導の必要性がないため、現在は届出対象としていません。ただし、今後起こりうる景観上のリスクに対応するため、景観計画にパネルの角度や高さについて言及がある先進自治体の事例を調査し、鈴鹿市の景観計画に採用するかの検証を行います。」という回答を行いました。

②市街化調整区域の緑化については、ルールを細分化して運用を考えたほうが良い。

という意見に対し、事務局からは、「市街化調整区域一律で緑化のルールを適用させるか等、条件をどの程度まで細分化させるかについては、市民等に分かりやすい制度運用という視点も考えながら検討します。」という回答を行いました。

③住居系の地区別景観づくり計画において、緑化は敷地の5%以上に行うという数字だけではなく、例えば道路沿いに緑化を施すなど質的な視点も必要である。

という意見に対して、事務局からは、「質的な視点については、引き続き景観協議の中で対応していきます。なお、5%の緑化を実施した住宅地でのアンケート結果において、概ね高評価であることから、5%の緑化については、引き続き運用を続けたいと思います。」という回答を行いました。

④建築物等の色彩の変更は、本来の制度の趣旨に鑑み、適切に対応するのが望ましい。

という意見に対し、事務局からは、「県内の景観行政団体等の届出状況を調査し、対応策を検討します。」という、回答を行いました。

⑤歴史的まちなみの保全についても、景観の重要項目である。

という意見に対し、事務局からは、「古き良きものを残す」という機運を高めるために登録・認定地域景観資産制度は作られました。しかし、代替わりなどにより古くからの住宅の建て替えのニーズが高まる中、対象物が個人の所有物ということもあり、行政としては対応しづらい状況となっています。」という、回答を行いました。

⑥新しい観点での景観（古き良きものだけではない景観）をどの様に景観計画に盛り込むか検討する。

という意見に対し、事務局からは、「観光面では、モータースポーツのまちとして鈴鹿市を推している中、例えば、市の一部をカラフルにして若者が集まるような仕掛けをしてもいいのでは、という考えも出てきているため、時代に応じた修正を考えていきます。」との回答を行いました。

以上が、前回の専門部会の振返りになります。

続いて、改定の検討方針について説明します。専門部会からの意見などを踏ま

え、事務局において改定内容を再考した結果、①全体を通しての改定②太陽光発電施設③市街化調整区域の緑化④建築物の色彩の変更⑤歴史的まちなみ保全⑥新しい観点での景観、という6つの事項を改定の柱として、それぞれの事項に対しての検討方針を定めました。

①全体を通しての改定として、2つの検討方針を定めました。

1つ目

現景観計画を運用する中で、特に大きな問題点等が生じていないため、現計画をベースとしながら、関連計画や関係法令の改正、時代の潮流などに対応すべく、必要な箇所において内容を見直します。

2つ目

鈴鹿市都市マスタープラン及び鈴鹿市しあわせ環境基本計画の改定において実施したアンケートの結果から、景観に関する市民意向を把握して計画に反映します。

②太陽光発電施設について、2つの検討方針を定めました。

1つ目

前回の専門部会において、多くの意見をいただいていることから、国の動向等に注視しつつ、庁内検討会議において各部署の意見を聴取し、景観における太陽光発電施設の適切なあり方を検討します。

2つ目

パネルの角度や高さの項目を景観計画に位置付けている先進自治体の調査を行い、景観計画への反映について検討します。

③市街化調整区域の緑化について、2つの検討方針を定めました。

1つ目

現状の市内の緑地について調査を行い、市街化調整区域の緑化基準について検討します。

2つ目

鈴鹿市農業委員会等と農地のあり方について協議を行います。

④建築物の色彩の変更について、2つの検討方針を定めました。

1つ目

県内の景観行政団体の届出状況の調査やコーポレートカラーについての社会ニーズを把握することにより、建築物の色彩の適切なあり方について検討を行います。

2つ目

周辺環境に対して悪影響を及ぼさないような色彩のコントロールの手法を調査・研究します。

⑤歴史的まちなみの保全について、2つの検討方針を定めました。

1つ目

専門部会で意見が出たことに加え、歴史的まちなみの保全については、一度壊し

てしまうと後戻りが出来ない事項であることから、鈴鹿市においても参考にできる施策がないか、歴史的まちなみ保全を行っている先進自治体の事例調査を行います。

2つ目

文化スポーツ部等と歴史的まちなみの保全の協議を行います。

⑥新しい観点での景観について、3つの検討方針を定めました。

1つ目

これまでの景観計画は「景観の保全」に重きが置かれていましたが、これに加え、景観づくりの目標にも定められている「住みやすいまち、住んでみたいまち、訪れてみたいまちを創造する景観づくり」という、「景観の創造」のため、近隣の大学や高校との座談会、都市マスタープラン改定における市民ワーキング等を通じて、将来を担っていく世代の意見の聴取に努めます。

2つ目

景観づくりの先進事例を研究し、本市における新しい観点での景観づくりを検討します。

3つ目

庁内検討会議において、新しい景観づくりにより生じるメリット、デメリットを精査しながら、新しい景観のあり方を検討します。

このような内容で、今後改定作業を進めていく予定です。

続いて、今後のスケジュールについて説明します。本日の第2回専門部会において、改定の検討方針について説明しました。本日議論いただいた内容を踏まえて、改定作業を進めます。

2月頃には景観審議会に対して、第1回及び第2回専門部会の内容の報告を行います。改定方針に基づく作業を進め、景観計画改定素案が出来たら、第3回専門部会を開催する予定です。

その後、第4回専門部会において、第3回専門部会で出た意見を参考にしつつ、庁内の合意形成を図り作成した景観計画の改定案をお示しします。

その専門部会でいただいた内容を踏まえて作成した改定案を景観審議会で提示し、その後パブリックコメントに移っていきます。パブリックコメントは1カ月程度行う予定で、このパブリックコメントで出た市民の意見を反映させたいうえで、景観計画の最終案を作成し、専門部会と景観審議会に提示するというスケジュールとなります。

専門部会委員の皆様には、長期間にわたり、お世話になりますが、より良い景観計画策定のため、よろしくお願いします。

最後に、都市計画課が行っている企画を報告します。現在、「「自分だけの1コマ」～みんなで彩る景観計画～」と題して、景観計画に使用する写真を市民など

から募集しています。この企画は、市民自身の足で鈴鹿市を歩いてもらい、お気に入りの景観を見つけて写真に収めてもらう、という普及啓発と合わせて、行政としての新たな景観資源の発見と市民意識の把握を目的とした企画になります。本企画の写真の募集期間は、今年の10月1日から来年の8月31日までとしています。こちらの企画への応募方法は、メールで写真データを送付する方法と、都市計画課公式アカウントをフォローした上で、指定のハッシュタグを付けてInstagramに投稿する2つの方法があります。また応募のあった写真については、事務局で取捨選択を行った上で、専門部会で、掲載の可否を判断していただき、改定景観計画に掲載する予定です。

10月末までに、計28件の応募がありました。内訳としては、メールでの応募6件、Instagramへの投稿22件です。手軽に10枚まで写真を掲載できるということもあり、現在はInstagramからの応募が多い状態です。写真の応募総数としては、メールとInstagram合わせて182枚です。応募のあった写真は、海や鈴鹿山脈、日の出などの自然的景観の応募があったほか、季節の花の写真が多くを占めています。今後も企画の周知を行い、たくさんの写真を提供いただけるように努めていきます。

事務局からの説明は以上になります。

議長（会長）

ご質問、ご意見がありましたらご発言願います。

大野委員

歴史的まちなみ保全の検討を行うときに、なぜ文化スポーツ部と協議を行うのか。

事務局

文化スポーツ部の中に文化財課があり、昨年度から文化庁が認定を行う文化財保存活用地域計画の策定に取り組んでいます。この計画は、歴史的まちなみ保全に通じるものがあり、鈴鹿市内の保全すべき地域や保全方法を検討していることから、当該計画と足並みをそろえて歴史的まちなみ保全について検討したいと思っています。

大野委員

モータースポーツといったスポーツは関係ないのか。

事務局

文化スポーツ部という名前ですが、今回は現存する文化的価値のあるものの協議として考えています。スポーツ課もあることから、スポーツに関する需要が多いようであれば、スポーツに関する景観の取組みも考えていきますが、現時点ではそこまでは考えていません。

打田委員

自分だけの1コマでの写真募集は、改定景観計画冊子に使用するための写真なのか。

事務局

現在の景観計画では、記載内容補足のために写真は用いていますが、ワクワクするような計画冊子になっていないことから、市民等の方々から応募のあった写真により、見やすい冊子にできたらと思っています。

また、それに加え、行政と市民がともに作り上げる計画として、自分の足で鈴鹿市を歩いて良いところを見つけていただくという景観の啓発に繋がると考えています。

さらに、市民の感覚は行政の感覚と違う可能性があることから、例えば同じ場所の写真が何枚も来るというのであれば、多くの市民がその場所を景観的に良い場所と捉えていると判断できるので、今回の企画を新たな景観の発掘という情報収集のツールとしても捉えています。

議長（会長）

現在までに応募のあった写真で、まちなみや建築物に関するものはあるか。

事務局

現在までにはそのような写真の応募はありません。神社の手水舎に飾った花の写真や桜の木を下から見上げたようなピンポイントな写真が多く、「景観の写真」として取り扱うのはむずかしいものが多いです。ただ、写真が集まることにより、人々が集まっているということは認識できますので、そこも風景的に使えればとは思っています。

議長（会長）

景観計画の主なコントロール対象がないのはさみしいですね。

事務局

募集期間は1年ありますので、例えば朝日の中で漁をしている風景を公式ア

カウントから投稿するなど、景観の写真をイメージできるようなものを発信し、景観の写真の感覚が変わっていけば、と思っています。

大野委員

市民が写真を写すとき、太陽光パネルを避けるということは、太陽光パネルは景観的にない方が良いものとして捉えているということではないか。

事務局

太陽光パネルは景観を阻害する部分がクローズアップされますが、休耕地や荒廃地などの未利用地での土地利用のツールでもあるため、バランス感覚をもって向き合っていこうと思います。

鈴鹿山脈の中に建っている桃林寺からの眺めを、景観計画の眺望景観に指定しています。現在は茶畑の奥に鈴鹿平野が眺めることができ、さらにその向こうに伊勢湾が望むことが出来ますが、茶畑の中に太陽光パネルが増えてきて、眺望景観としてはどうなのだろうと思う反面、どこまでコントロールするのかには頭を悩ませています。都市計画法における風致地区という制度もある中、鈴鹿市においてどこまで太陽光を規制していくかということは、バランス感覚をもって庁内検討会議で議論していきたいと思っています。

木下委員

建築物の色彩の変更に関する検討方針について、県内の景観行政団体の届出状況調査やコーポレートカラーの社会ニーズの把握とあるが、壁面の2分の1までは届出不要といった手続き上の問題だったと思う。提示された検討内容だと、そもそもの色彩のあり方といった景観のコントロールの仕方にまで踏み込んで検討するように思えるが、どこまでやるつもりなのか。

届出という手続きに瑕疵があるということであれば、他の景観行政団体が色彩の変更をどの様にコントロールをしているか調査し、届出があったものがどの様に塗り替えが行われているかを調べるといったことが考えられる。今回の改定では、色彩のあり方まで踏み込んで検討するのか、色彩の変更に絞って改定を行うのか、どのように考えているか。

事務局

第1回専門部会時点では、届出内容を見直すということだけを想定していましたが、その後議論している中で、1つの事例ですが、黄色をコーポレートカラーとしている会社があり、壁面に大きくコーポレートカラーを塗りその中に企業名を掲出したいという要望がありました。要望通りだと壁面の10%では収

らないため、落としどころとして、屋外広告物として許可をしたという事例があります。コーポレートカラーを定めている企業が多く、その色彩も明るいことが多いので、全国的にどんな取り扱いをしているのかを調査したいと思っています。また鈴鹿市では景観審議会審査部会があるため、基準を定めるのではなく、1つ1つの案件を審査していくという方法もあり、企業の考えと景観の規制を検討したいと思い、幅を広げて検討方針としています。

木下委員

色彩の変更というより、コーポレートカラーをどう取り扱うかということか。

事務局

基本的には届出対象をどのようにするかを考えているのですが、日常業務において課題となる事案が生じたことから、コーポレートカラーについても議論した方が良く判断しました。

木下委員

必ずしも色彩の変更に限ったことではないということか。

事務局

現制度を大きく変更することは考えていないですが、実際に生じた事案に対し、委員の皆様の意見を聞きたいと考えています。

大野委員

まちなみが低彩度で統一されているなら、少しのコーポレートカラーでも目立つことになる。本来はその方向を目指すべきで、みんなが広い面積にコーポレートカラーを使いだすと煩雑なイメージの街になってしまう。景観コントロールの趣旨についてもっと説明をすべきではないか。

事務局

規制緩和を積極的にしていくつもりはないですが、議論することなく結論を出す、ということは避けるべきだと考えています。時代の流れとして、コーポレートカラーを商標登録する会社も出てきており、そうなれば屋外広告物として取り扱うことが出来ますが、逆に屋外広告物であれば景観の施策としてコントロールができなくなってしまうため、委員の皆様と議論したいと考えています。

大野委員

屋外広告物も景観計画の対象ではないのか。鈴鹿市は屋外広告物の内容は景観計画に入っていないのか。

事務局

入っていないです。景観法の中で、屋外広告物の許可を受けた物件については景観の届出の対象としないという規定があり、屋外広告物であれば、壁面の10%より大きなものも掲出可能となっている。その中で、景観法と屋外広告物法の関係があるので、景観施策だけではコントロールしきれないというのを感じています。

大野委員

制度上、景観行政団体になると、屋外広告物の条例を自治体独自で制定できるようになっているか。

事務局

そうです。その条例の中で、屋外広告物の彩度等の規制を行うことは可能です。ただ、鈴鹿市は、三重県から権限移譲を受け、三重県屋外広告物条例に基づいて、屋外広告物の許可事務を行っています。景観のルールを作るのは鈴鹿市ですが、屋外広告物のルールを作るのは三重県という構造になっています。もちろん鈴鹿市独自の屋外広告物の条例を定めることは可能であるほか、屋外広告物の禁止地域を三重県に要望する等、屋外広告物をコントロールする術はあります。鈴鹿市全地域の彩度を低くするというのは難しいかもしれませんが、特定の地域をまちなみ保全として規制をかけることはできると思います。これから検討に入っていくようなタイミングですので、庁内部署に対して問題提起はしていますが、解決策はこれから検討していきますので、また解決策がまとまった折には皆様に議論いただきたいと思います。

大野委員

新しい観点での景観も少し心配である。高校や大学の座談会で、派手な色のまちづくりといった意見が出るかもしれない。事務局からもモータースポーツのまちとして、市の一部をカラフルに、とあったが、カラフルと言ってもせめて明度は合わせる、色相を限定するなど、統一感を持たせた方がよい。一般的にモータースポーツというと彩度が高く色相もバラバラなイメージがある。若い世代の人たちの感覚も重要だと思うが、色彩的な教養のもとに考えるのが良

いと思うし、モータースポーツ目当てに来る人たちがどの様にまちを眺めるかという視点も持ってほしい。

事務局

新しい景観を考えるうえでの大前提として、交流人口を増やすということを全国の自治体が考えています。古き良きものを残すというのも交流人口を増やすための施策です。鈴鹿市では、人を呼び込めるほど古き良きものが見受けられない中、市内全域でなく交流人口を呼び込めそうな場所において、新しい観点での景観の例示として「カラフルな」という言葉を使っています。ブラジルのスラム街でまちの一部をカラフルにして観光客などが増え、犯罪率が低下したなどの事例もあり、若者の中では「映える（ばえる）」という言葉が定着する中、人を集める仕掛けの一例として、新しい景観で何かを考えていこうとしているところです。

大野委員

F 1 の日だと、津駅でもすごい人だったが、津駅にはF 1 に関するものはなかった。F 1 というイベントの規模だとものすごい範囲で交流人口が生じており、鈴鹿市だけでなく、近隣市町も巻き込めばもっと盛り上がると思う。また市内でキャンプなどを促し、鈴鹿市に留まらせる仕掛けなどもあってもいいと思う。

事務局

F 1 を盛り上げる 1 つのツールとして景観があると思っています。白子駅を降りた段階でF 1 を連想させる企画を行って盛り上げるのがいいと思っていますが、実際はのぼり旗が立っているくらいで、そこからワクワクを生むようなものがないです。一日で帰るのがもったいないようなイメージ作りを行い、宿泊してもらって、次の日も鈴鹿市で過ごしてもらうのが良いと思います。本来なら、例えばモータースポーツという新しい景観を楽しんだ後は、宿場町などの古き良き街を楽しんでもらうなどが出来ればいいですが、鈴鹿市ではそのようなところはないので、なにか掘り起こしをしたいと思っている中で、行政だけでなく若い方のアイデアを借り、行政職員への気づきの機会にしたいと思っています。

議長（会長）

今の話からすると、近隣の高校生、大学生ではなく、外の人から意見を求めたらどうか。

事務局

新しい景観はF 1 だけではないため、まずは意見を集めることのできる近隣の高校、大学にアプローチしたいと思っています。年配者の意見とは違い、範囲を広げても若者の意見というのは集めにくいので、範囲を広くして少しでも意見をいただければと考えています。

森委員

鈴鹿市景観計画ガイドラインの色彩ガイドラインに、山の地域、海の地域、まちなみ保全の地域など景観特性に応じた推奨色を定めているが、このガイドラインに禁止色を記載することは可能か。

事務局

地元の方の理解が得られれば記載することは可能です。法的根拠を持たせて厳しくしようとすると、ガイドラインでなく違った形で規定を定めなければいけません。景観というのは、どちらかというとゆるく誘導をかけていくものと考えています。このガイドラインにおいても、推奨色と景観計画に定める遵守事項の色を示していますが、人それぞれの感覚がある中で、禁止色など強制力を持ったガイドラインへの色の指定は、条例などによりかなり厳しいコントロールをしておかないと難しいと考えています。

森委員

コーポレートカラーの話もあるが、この推奨色の拘束力はどのくらいあるのか。

事務局

ガイドラインの 40 ページに、赤色と青色で囲んだ枠があり、それぞれ推奨色と景観形成基準の一例を示しています。届出において、赤色で囲まれた推奨色を使っていただくよう届出者と協議し、それが適わない場合、青色で囲まれた範囲の色を使っていただくように２段階の協議をしています。

森委員

基準色から外れるような色は認めていないのか。

事務局

そのような場合には、色彩の変更命令などの対応ができるようになっており、色の違反については、景観施策において対応ができるようになっていま

す。

打田委員

観光の話に戻るが、仕掛けるのであれば、サーキットから白子駅までの道といった観光のつながりが重要であると考えます。田舎にアートを持ってきて、そこが観光スポットになっていたりするが、飲食が付近にないなど、つながりがない状態になっている。逆に飲食が集まっている場所に人が集まるようなアートなものを行政で作成したり、つながりが出るような形で観光の事を考えると、観光が栄えるのではないかと。

事務局

おっしゃる通りだと思います。景観としてできる範囲というものがありますので、観光の部署とコラボしながら、景観という範疇で示すべきものとそれ以外で示すべきものと考えながら進めていこうと思います。しかし、コントロールをしようとする、民意が伴わなければならない、その辺りも考えながら検討を進め、必要があれば定めていこうと思っています。

議長（委員長）

農業委員会などへの農地のあり方についての協議とあるが、どのようなことを協議していくつもりなのか。

事務局

市街化調整区域の優良な農地の中で、景観計画の届出対象となる新築を行う場合、敷地に対して5%の緑化が必要になります。農地転用は必要な部分にのみ認められている中、景観計画に基づいて5%の緑地を確保しなければならないので農地転用を行う、ということについては、実務の中で、サツキなどを切って、新たに緑地を設置してもらうということを制度上お願いしている状況ですが、農業委員会などの意見も聞いた上で考えたいと思っています。

議長（委員長）

基本的には農業委員会としては農地を残したいと思っているのではないかと。

事務局

農業委員会などから農地を強く残すと言うことを言われたわけではなく、農地のあり方についてどのように考えているかを確認したいと考えています。緑地が不足する市街化区域においては、緑地の確保は続けていきたいと思っています。

ますが、緑地がたくさんある市街化調整区域にまで、景観施策として緑地を確保することを求めていくか、求めるとしたらどんな範囲にするのかなど、農関係の方々と議論をしていきたいと考えています。

議長（委員長）

意見出尽くしたようですので、意見をまとめます。事務局から提案のあった改定の検討方針案については、進める上で留意すべき事項の提言がつぎのとおりあった。

- ・新しい景観については、戦略的に考えていく必要がある
- ・F1などの観光のつながりは、他市町などを含む様々な部署と連携を図りながら進めていく
- ・コーポレートカラーについて、屋外広告物との最適な関係性を検討する
- ・色彩の変更について、適切に検討を進める

それでは、この内容を踏まえて事務局に作業を進めてもらいます。以上で本日の議事は終了しましたので、進行を事務局へ返します。

幹事（課長）

本日いただいたご意見を踏まえた改定方針に基づき作業を進め、ご審議いただける状況になりましたら次回の専門部会を開催したいと考えています。これを持って、本日の専門部会を終わります。

上記のとおり、第2回鈴鹿市景観審議会専門部会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人2名が署名する

署名人 木下 誠一【原本は自署】

署名人 森 日出子【原本は自署】